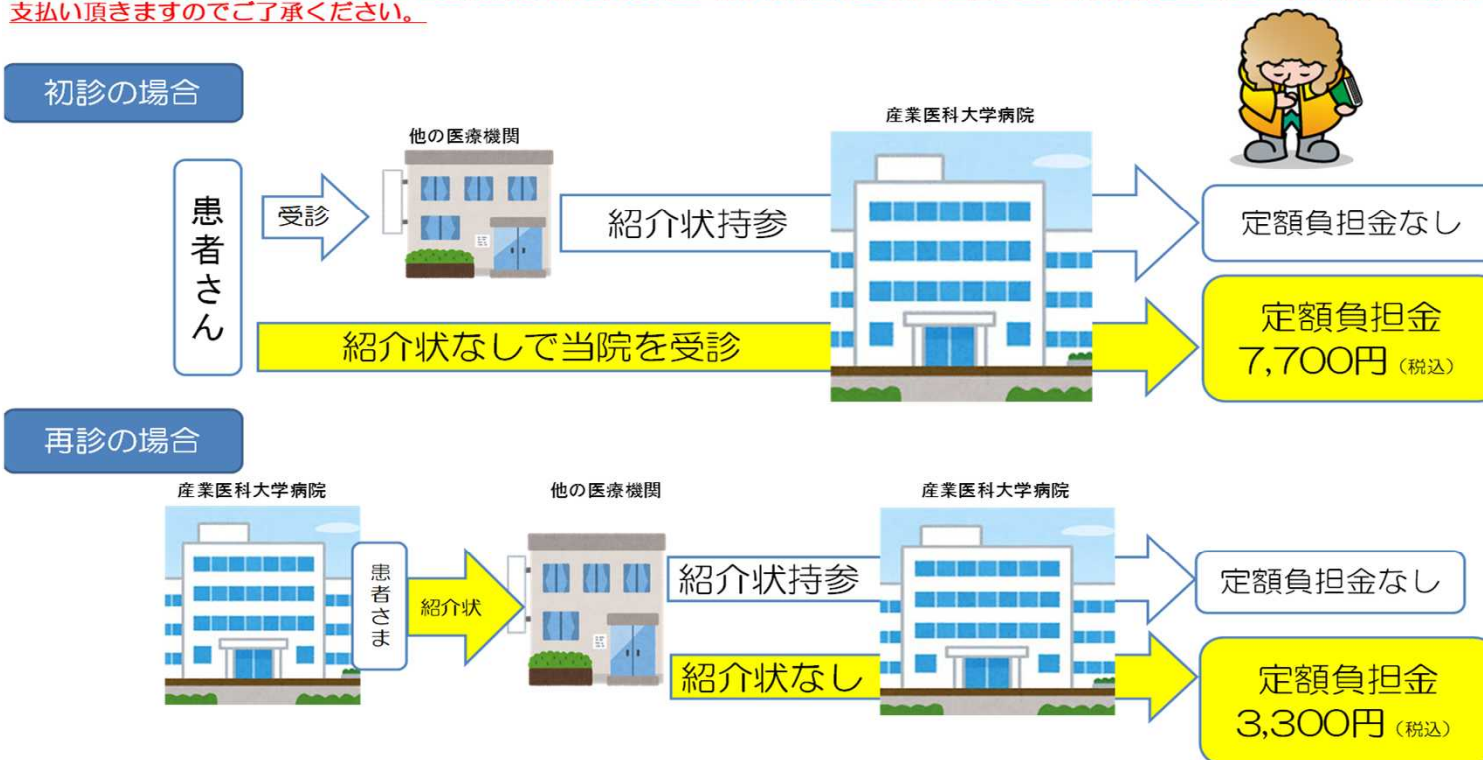


初診・再診に係る費用の徴収

紹介状なしで当院を受診された際の定額負担金（選定療養費）について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」の施行に伴い、医療機関の機能分担のため平成28年4月1日より他医療機関からの紹介状を持参されずに当院を受診される場合、通常の医療費以外に下記の「定額負担金（選定療養費）」をお支払い頂きますのでご了承ください。



【定額負担金（選定療養費）を徴収しないケース】

- ・救急の患者さま、公費負担医療の対象患者さま、無料低額診療事業の対象患者さま、HIV感染者の患者さま
- ・産業医科大学病院の他の診療科を受診中の患者さま（医科と歯科の間の院内紹介も含む）
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者さま
- ・その他、療養担当規則に定める患者さま

時間外選定療養費のご負担について

当院の時間外診療は、入院を必要とする重症患者さんや、緊急処置等が必要な患者さんを受け入れております。

しかしながら、中には緊急性の低い方が少なからず受診されており、一刻を争う重症な救急患者さんへの対応に支障をきたしています。

このような状況を改善するために、令和2年3月9日より、入院を必要とするような重症者及び緊急対応が必要な患者さん（当院基準）以外の方には時間外選定療養費をご負担いただきます。

※時間外選定療養費は、厚生労働省が認めた制度です。

【時間外選定療養費】

8,800円（税込）

*通常の診療費に加えてご負担いただきます。

例）初診かつ他の医療機関からの紹介状持参のない日曜日受診の場合

通常の診療費+16,500円（税込）

（初診時保険外併用選定療養費7,700円+時間外選定療養費8,800円）

【対象時間】

平日	17時15分～翌日8時30分
土曜・日曜・祝日	終日
4/28（開学記念日）	
12/29～1/3（年末年始）	

【ご負担対象外の場合】

- 救急車で来院の場合
- 受診の結果入院となった場合
- 当院で診療継続中の疾患で、急性増悪等により時間外受診の必要性を医師が判断した場合
- 当院の時間外受診を目的に、緊急で他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- 当院の医師より、あらかじめ時間外受診の指示があった場合
- その他、時間外担当医師が緊急性があると判断した場合